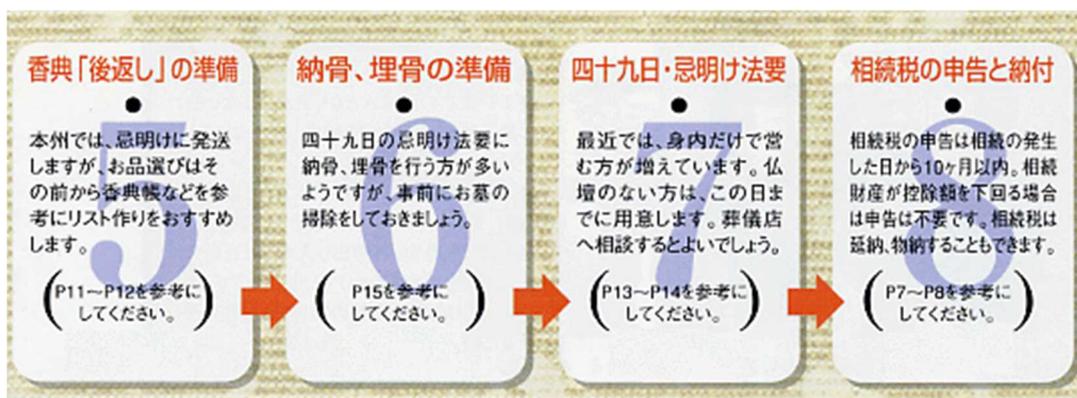
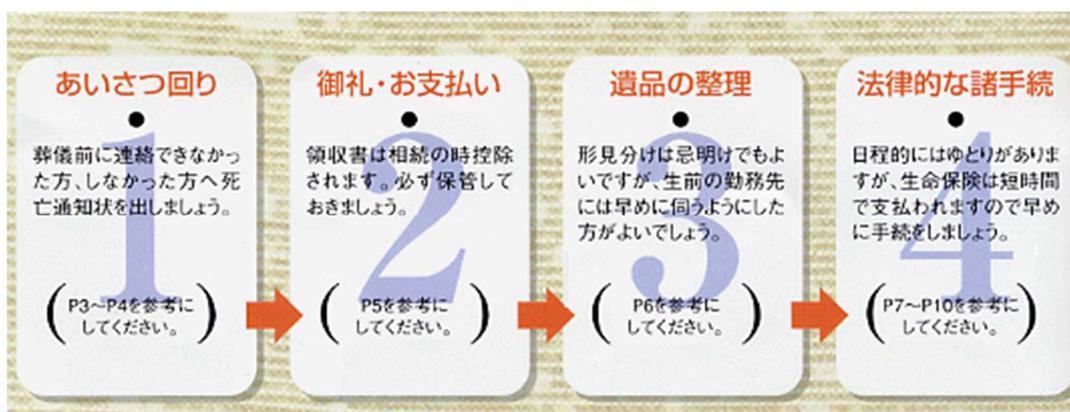


葬儀後の流れ



葬儀後のあいさつ回り

あいさつ回りは初七日までに

世話役からの事務引継ぎ



すでに事務引継ぎは完了していると思いますが、確認を兼ねてチェックしてください。□香典 □現金出納帳 □納品書 □領収書□請求書 □会葬者名簿 □香典帳 □供物供花帳 □弔電・弔辞 □葬儀社、町内会、近隣からの借り物等の返却葬儀前に連絡できなかった方、しなかった方へ、死亡通知状を出しましょう。

あいさつ回り



あいさつ回りの時期は、葬儀の翌日か翌々日、遅くても初七日までには済ませましょう。あいさつに回る主なところは下記の通です。

- 寺院、僧侶、神社、教会
- 世話役代表、葬儀委員長
- 故人の恩人、勤務先(直属の上司、同僚)
- 会葬者で特に地位の高い方●町内会役員
- 葬儀で特にお世話になった方●病院、医療関係

アドバイス

●世話役の方が現金を立替えて支払いをしてくれていることがあります。引継ぎの時にこちら側から立て替え払いがなかったかどうかを聞いて、その日のうちに清算することが大切です。また弔問客の心づかいなども聞いておき、葬儀後忘れずにお礼を述べるようにします。



●あいさつ回りは、喪主のほかにもう一人の遺族の2人で回り、長居せず早めに引き上げるのがマナーです。服装は略喪服か略礼装ですが、葬儀後2～3日たっている場合は地味な平服でいいでしょう。男性の場合、ネクタイは黒で。主だった方へは喪主がお礼を述べ、喪主が未成年や高齢者の場合は遺族代表が出向きます。この時お礼の手みやげなどは必要ありませんが、もし持参するなら菓子折程度でよいでしょう。

●故人が勤めていた会社には事前に連絡した上であいさつに出向くようにしましょう。

●故人が入院していた病院へは特に心づけは不要ですが、なんとなく気が済まない方は菓子折程度のものを持参してもよいでしょう。

●本州では自宅葬が多いのに対し、道内は会館、斎場が多いのが特徴です。自宅で葬儀を行った場合、車の出し入れなど近所の方に何かとご迷惑をかけているものです。あいさつ回りの時にお礼の気持ちとして菓子折りなどを持参してもよいでしょう。

あいさつ例話集（参考例）

<p>●寺院・僧侶に対して</p>	<p>先日の葬儀に際しては、ご多忙のところ大変ご丁寧なお勤めを賜りありがとうございました。おかげさまで無事葬儀を終えることができました。（これは心ばかりの御布施（おふせ）でございます。どうぞお納めください。）後日の法要の折には改めてご連絡申し上げますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>●神社・神官に対して</p>	<p>この度はご多忙のところ誠にありがとうございました。おかげさまで滞りなく葬場祭を終えることができました。（これは心ばかりのお礼でございます。どうぞお納めください。）後日の霊祭の折には改めてご相談申し上げますのでよろしくお願いいたします。</p>

<p>●司祭・牧師に対して</p>	<p>この度はご多忙のところ誠にありがとうございました。おかげさまで滞りなく葬儀を終えることができました。(これは心ばかりの御礼でございます。どうぞお納めください。)後日の記念祭の折には、改めてご相談申し上げますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>●世話役・葬儀委員長に対して</p>	<p>葬儀に際しましては大変お世話になり、誠にありがとうございました。おかげさまで無事葬儀を済ませることができました。これもひとえに、皆様方のお力添えの賜物と心から御礼申し上げます。慣れないことで何かと不行き届き不行き届きな点もあったかと思いますが、どうぞお許しくださいますようお願い申し上げます。今後ともご指導賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>●目上の方・恩師に対して</p>	<p>この度はお忙しい中わざわざ会葬くださいまして誠にありがとうございました。〇〇もさぞ喜んでいたことと思います。また、当日は取り込んでおりましてごあいさつもできず大変失礼いたしました。これからもよろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>●葬儀を手伝っていた方に対して</p>	<p>先日はいろいろお手伝いいただき本当にありがとうございました。おかげさまで滞りなく葬儀を済ませることができました。これからもどうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>●近所の方に対して</p>	<p>生前中は、何かとお世話になりありがとうございました。この度の葬儀に際しましてもご迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。おかげさまで滞りなく葬儀を済ませることができました。これからも変わらぬお付き合いをどうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>●病院・医療関係に対して</p>	<p>おかげさまで葬儀も滞りなく済ませることができました。故人の入院中には〇〇先生のひとかたならぬご尽力と看護婦さんをはじめ皆様のご親切に心から感謝いたしております。いろいろお世話になりました。ありがとうございました。</p>
<p>●故人の勤務先に対して</p>	<p>この度はご多忙の中を会葬くださいましてありがとうございました。おかげさまで葬儀も滞りなく済ませることができました。今後ともよろしくお願い申し上げます。</p>

御礼・支払いについて 御礼は遅くなりすぎたり忘れたりしないように

<p>寺院・神社 教会への御礼</p>	<p>寺院、神社、教会へのお布施はいくら位払えばいいのかよく分からない方が多いと思います。これは、寺院や家の格式、故人の立場や地位、あるいは葬儀の規模によっても違います。直接寺院などへ聞くか身内や世話役の方に頼んで聞いてもらうとよいでしょう。「志で結構です」といわれた場合は町内の世話役や長老格に相談するとよいでしょう。</p> <p>(アドバイス)</p> <p>北海道では法要も略式化されることが多く、火葬を済ませた後、還骨(かんこつ)法要、初七日法要を行い、四十九日法要までを繰り返してお経をあげてもらうことが多くなりました。僧侶に対する御布施はこの繰上げ法要までをまとめて手渡します。また、法要を営んだ後、宴席に僧侶をお招きしますが、欠席される時は「御膳料(おぜんりょう)」として1万円くらい包むのが一般的のようです。僧侶が引き上げる祭、「御車代(おくるまだい)」を包む地域もありますが、お布施と一括して包むところもあります。御礼に関する表書きは、巻末の表書き一覧を参考にしてください。</p>
<p>世話役などへの御礼</p>	<p>多くの人に支えられている葬儀。世話役の方々への感謝の気持ちを伝えることにも配慮が必要です。地域によっては、葬儀委員長さんへのみ挨拶される場合もありますので、その地域の習慣を確認しましょう。一般的には、告別式の引き出物を手渡す時にお礼を述べる場合が多いようですが、後日あいさつ回りを</p> <p>(アドバイス)</p> <p>後日あいさつ回りに手土産が不要なのは、お世話になった方々へ無事忌明け(三十五日か四十九日)を迎えることができたという感謝の気持ちを込めて挨拶状を添えて品物を贈るからです。</p>
<p>病院への支払い</p>	<p>医療費の支払いは、遅くとも葬儀の翌日には済ませましょう。また、死亡診断書を受ける時に支払う場合は、前もって電話で金額を確認してから行きましょう。支払う時のしきたりは特にありません。</p>
<p>酒店、仕出し店 などへの支払い</p> 	<p>葬儀後も何かとあわただしく、支払いが後回しになりがちです。支払いが遅くなりすぎたり、忘れたりすることのないように、気をつけましょう。また、葬儀の際、何かと便宜を図ってくれるのが葬儀社や仕出し店です。席順や、その他わからないことがあったら聞いてみましょう。</p> <p>(アドバイス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●支払いは業者別に封筒に入れて準備しておくとう便利です。 ●葬儀の費用は相続税の控除対象となりますので領収書をすべて保管してください。(香典返しや墓地、仏壇の購入費は対象になりません。)

遺品の整理と形見分け 遺品整理は分野別にまとめて

自宅の遺品整理



葬儀が一段落したら故人の遺品整理を行ないます。一口に遺品と言っても衣類、装身具、家具、書籍、手紙、書類、メモなどさまざまな分野があり、遺品整理は想像以上に大変な作業です。形見分けを行うならそのことを念頭に整理していきます。まず、「使えるもの」、「保存するもの」、「焼却するもの」、「処分するもの」に分けて進めるとよいでしょう。日記、住所録、メモ帳、手紙などは、いつ必要になるか分かりませんので、最低1年間は一か所にまとめて保存しておきましょう。衣類を形見分けに差し上げることは失礼にはあたりませんので、希望する人のためにクリーニングに出すものと処分するものとに分けて整理しましょう。また、仕事上の書類は後日会社の人に確認してもらう必要がありますので一つにまとめておくことをおすすめします。もっとも注意しなければならないのが預金通帳、株券など有価証券、税金関係の書類など金銭に関する書類です。これらは財産相続ということになり、法律的な諸手続きが必要となりますので大切に保管してください。故人名義の預金通帳は必要書類がなければ勝手に解約することはできません。また、「焼却するもの」については遺品を供養してから焼却する「お焚き上げ」という方法があります。専門業者が行っている地域もありますが、わからない場合は葬儀社やお寺、神社に相談するとよいでしょう。

形見分け



形見分けは希望しない人に差し上げるのは失礼です。あくまでも希望される人や遺言があった場合と考えてください。形見分けを行う日に特に決まりはありませんが、仏式は四十九日忌法要が済んでから、神式は五十日祭のとき、キリスト教は1カ月後の昇天記念日が多いようです。渡すときに包装紙に包む必要はありません。

(アドバイス)

●故人が会社に勤めていた場合、ロッカーや机の引き出しに私物を置いていることがありますので、職場ご迷惑をかけないよう、なるべく早めに整理しに行く必要があります。事前に会社ご連絡を入れてから出向き、会社の人に立ち会ってもらえると私物が会社のものか判断でき、スムーズに進みます。私物は持ち帰ってから処分の方がよいでしょう。逆に自宅に会社の鍵などがあれば、このとき持参すると何度も足を運ぶこともなくなります。また、同僚からの借金、借り物、飲食店などに未清算金がないかなど確認することも大切です。

●勤務先で加入していた社会保険は死亡により権利を失います。扶養家族

	<p>となっていた遺族は居住地の国民健康保険に一日も早く加入手続きをしてください。</p> <p>【勤務先への確認事項】</p> <p>退職金の有無、最終給与、社会保健関係、団体生命保険、社内預金の有無。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

法律的な諸手続き I

国民保険、社会保険からの葬祭費支給は申告制なので忘れずに申告

- 法定相続と遺留分
- 法定相続分早わかり表
- 遺留分の割合
- 相続税早見表

法定相続と遺留分



遺言がないときは民法の規定に従って遺産を分割することが決められていますが、これを法定相続といいます（相続割合は別表を参照）。遺言があれば相続割合などを変更できるため不公平が生じかねません。全財産を特定の人に相続させ、法定相続人がゼロといった事態にならないよう、民法には遺言でそのような記述があっても法定相続人には、一定の分相続されるよう規定してあります。これを「遺留分」といい遺言による不公平が起きないようにしています。遺言者の自由になるのは全財産の2分の1で、残り2分の1は法定相続人に分割されるようになっています。ただし、故人の兄弟、姉妹、甥（おい）、姪（めい）が相続人の場合遺留分はありません。

（アドバイス）

財産には、不動産、預貯金などの「積極財産」と、借金などの「消極財産」があります。相続するということはこの両方を指し、どちらか一方は認められません。特に借金が財産となった場合、民法では「相続権の放棄」を認めています。相続開始を知った日から3ヶ月以内に家庭裁判所に申述書を提出すれば認められることになっています。

法定相続分早わかり表

法定相続人	相続割合（×印はその人が存在しない場合）										
妻(夫)	$\frac{1}{2}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{3}{4}$	全部	×	×	×	×	×	×	×
子 (第1順位)	$\frac{1}{2}$	×	×	×	全部	全部	全部	全部	×	×	×
親 (第2順位)	0	$\frac{1}{3}$	×	×	×	0	×	0	×	全部	×
兄弟姉妹 (第2順位)	0	0	$\frac{1}{4}$	×	0	0	×	×	0	×	全部

遺留分の割合	法定相続人	遺留分
	子供だけの場合	相続財産の2分の1
	子供と妻(夫)の場合	相続財産の2分の1
	親と妻(夫)の場合	相続財産の2分の1
	妻(夫)だけの場合	相続財産の2分の1
	親だけの場合	相続財産の3分の1
	兄弟姉妹の場合	なし

相続税早見表	■相続税早見表		
	相続人の取得金額	税率(%)	控除額
	1,000万円以下	10	0万円
	3,000万円以下	15	50万円
	5,000万円以下	20	200万円
	1億円以下	30	700万円
	2億円以下	40	1,700万円
	3億円以下	45	2,700万円
	6億円以下	50	4,200万円
	6億円超	55	7,200万円

法律的な諸手続きⅡ

国民保険、社会保険からの葬祭費支給は申告制なので忘れずに申告

- 基礎控除
- 相続税から差し引かれるいろいろな控除
- 国民保険、社会保険（(健康保険)からの葬祭費の受給

基礎控除	<p>①遺産による基礎控除 (H27年1月1日より)</p> <p>$3,000万円 + 600万円 \times \text{法定相続人数}$</p> <p>②生命保険等の非課税限度額</p> <p>$500万円 \times \text{法定相続人数}$</p> <p>③退職手当金等の非課税限度額</p> <p>$500万円 \times \text{法定相続人数}$</p>
相続税から差し引かれる いろいろな控除	<p>配偶者控除</p> <p>妻(夫)が相続した場合</p> <p>①1億6,000万円</p> <p>②配偶者の法定相続分相当額のどちらか多い金額までは、配偶者に相続税はかかりません。配偶者の税額軽減は、配偶者が遺産分割などで実際に取得した財産を基に計算されますが、相続税の申告期限までに分割されていない財産は税額軽減の対象になりません。ただし相続税の申告書または更正の請求書に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付した上で、申告期限までに分割されなかった財産について申告期限から3年以内に分割したときは税額軽減の対象になります。</p>

	<p>未成年者控除</p>	<p>満20歳未満の法定相続人が相続した場合(平成27年1月1日以降)</p> <p>10万円×(20歳-相続開始時の未成年者の年齢)が、その未成年者の相続税額から差し引かれる</p>
	<p>障害者控除</p>	<p>障害者である法定相続人が相続した場合</p> <p>10万円×(85歳-相続開始時の障害者の年齢)が、その障害者の相続税額から差し引かれる。特別障害者の時は、10万円を20万円に代えて計算する</p>
	<p>贈与税額控除</p>	<p>相続開始前3年以内に贈与を受けていた財産の価格が、相続税の課税価格に加算される場合 納めた贈与税額が差し引かれる</p>
	<p>相次相続控除</p>	<p>10年以内に2回以上の相続があった場合</p> <p>最初に納めた相続税の一定割合の金額を、2回目の相続税額から差し引かれる</p>
<p>国民保険、社会保険（健康保険）からの葬祭費の受給</p>  <p>葬祭費が支給されますので申告をしてください。</p>	<p>加入者が亡くなったときは、埋葬を行う人に埋葬料又は葬祭費が支給されます。申告制になっていますので忘れずに申告しましょう。</p> <p>1. 被保険者が業務外の事由により亡くなった場合、亡くなった被保険者により生計を維持されて、埋葬を行う方に「埋葬料」として5万円が支給されます。</p> <p>家族がいない人の場合は、実際に埋葬を行つた方に、埋葬料(5万円)の範囲内で実際に「埋葬に要した費用」が「埋葬費」として支給されます。</p> <p>「埋葬に要した費用」に含まれるのは、霊柩車代・火葬代・僧侶への謝礼などです。</p> <p>又被扶養者が亡くなったときは、被保険者に「家族埋葬料」として5万円が支給されます。</p> <p>*尚申告期限は、死亡日の翌日から2年以内となっています。</p> <p>*提出していただく書類等</p> <p>健康保険埋葬料(費)支給申請書・健康保険証-埋葬許可書か死亡診断書(コピー可)・葬儀費用の領収書など葬儀を行つた事実と金額がわかるものを添えて、健康保険組合・社会保険事務所に申請しましょう。</p> <p>2. 埋葬料と同じような意味を持つ言葉に「葬祭費」というものがあります。こちらも、葬儀にかかった費用の一部が支給されるものですが、故人が国民健康保険の被保険者やその扶養親族だった場合に適用されるものです。</p> <p>故人が後期高齢者医療制度の加入者だった場合も、同様に葬祭費が支給されます。葬集費の詳しい名称は、市区町村によ</p>	

	<p>って異なり、支給される金額も1~7万円前後と違いがあります。つまり、自営業者や個人事業主で国民健康保険に加入している場合は「葬祭費」、会社員で健康保険や協会けんぽに加入している場合は「埋葬料」を申請出来ると理解しておくといいでしょう。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

法律的な諸手続きⅢ 国民保険、社会保険からの葬祭費支給は申告制なので忘れずに申告

- 厚生年金と国民年金からの受給
- 生命保険の手続き
- 故人の確定申告
- その他（名義変更など）

<p>厚生年金と国民年金からの受給</p> <p>厚生年金→遺族 (遺族厚生年金)</p> <p>国民年金→遺族 (遺族基礎年金) (寡婦年金) (死亡一時金)</p> <p>国民年金は上記のいずれかが一つが支給されます</p> 	<p>故人が厚生年金に加入していた場合、遺族に遺族厚生年金が支給されます。受け取れる遺族の範囲は、配偶者、子供、父母、孫、祖父母で兄弟姉妹の中で優先順位の高い方、妻以外は年齢などの条件があります。故人が国民年金に加入していた場合、「遺族基礎年金」、「寡婦年金」、「死亡一時金」のいずれかが支給されます。別表の必要書類を完備して申請すると3ヵ月くらいで年 4回に分けて2月、5月、8月、11月に支給されますので、必要条件支給対象を確認の上申請してください。詳しくは担当窓口へお問い合わせください。</p> <p>(1) 国民年金からの給付</p> <p>1. 遺族基礎年金</p> <p>(1)国民年金に加入中の人</p> <p>(2)国民年金に加入していた人で、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人</p> <p>(3)老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある人が死亡した場合に、遺族に支払われる国民年金の給付です。受給資格要件等があります。</p> <p>2. 寡婦年金</p> <p>国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除期間を含む)が10年以上ある夫が亡くなった時に、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻に対して60歳から65歳になるまでの間支給されます。受給資格要件等があります。</p> <p>3. 死亡一時金</p> <p>国民年金の第一号被保険者として保険料を納めた月数(4分の3納付月数は4分の3月、半額納付月数は2分の1月、4分の1納付月数は4分の1月として計算)が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないまま亡</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p> なくなった時、その方によって生計を同じくしていた遺族(配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の中で優先順位の高い方)に支給されます。受給資格要件等があります。 </p> <p> (2)厚生年金保険からの給付 </p> <p> 1.遺族厚生年金 </p> <p> 厚生年金に加入している人が </p> <p> (1)在職中に死亡した場合 (2)在職中に初診日のある病気やけがが原因で初診日から5年以内に死亡した場合 (3)障害等級1級又は2級に該当する障害厚生年金の受給者が死亡した場合 (4)老齢厚生年金の受給資格期間が25年以上ある人が死亡した場合に遺族に支払われる年金です。受給資格要件等有ります。 </p> <p> (アドバイス) </p> <ul style="list-style-type: none"> ●厚生年金被保険者である間に、病気、けがが原因で初診日から5年以内に亡くなったときは遺族厚生年金が支給されます。 ●遺族厚生年金と老齢基礎年金は65才以上に支給される場合のみ、両方受給できます。また、遺族厚生年金を受けている人が「老齢基礎年金」又は「老齢厚生年金」を受給できる年齢に達した場合、どちらかの得な方を選んで、両方受け取ることができますので年金窓口へ相談してください。
<p>生命保険の手続き</p>	<p> 保険会社に被保険者の死亡を連絡後、「死亡保険金請求書」が送られてきますので、所定事項を記入し、必要書類を添えて提出します(必要書類は一覧表を参照)。書類に不備がなければ通常5日以内に振り込まれます。事故、変死の場合、死体検案書、事故証明など別途必要となりますので、保険会社へ確認してください。そのほかに、郵便局の「簡易保険」や勤務先の「団体生命保険」、会社経営者の「経営者保険」などに加入している場合は、申請手続き、必要書類が異なるので事前に確認しておきましょう。また、住宅ローンの契約者が亡くなると、生命保険会社で残債が支払われます。必ず申請してください。 </p>
<p>故人の確定申告</p>	<p> 故人の所得税の確定申告は「準確定申告」といい法定相続人が税務署に出向いて行ないます。相続人が2人以上の場合、同一書類と一緒に申告するかあるいは別々に申告しますが、法定相続人が確定していない場合、相続人の中から代表者を決めて申告します。申告期限は死亡後4カ月以内なので必要書類を確認の上税務署へ出向いてください。こ </p>

	<p>の確定申告によって故人の所得税が決まりますが、負担するのは故人と最も近い縁者で、この負担額はその人の相続財産から債務として控除されます。また、故人がサラリーマンの場合は、勤務先で確定申告を行いますので手続をする必要はありません。但し、年収が 1,500 万円以上だったり雑所得が 20 万円以上あったりする場合、確定申告の必要があります。</p>
<p>その他</p> 	<p>名義変更するものを簡単に触れておきましょう。故人が世帯主の場合、電話、電気、水道、ガス、住居などの名義、故人の預貯金、有価証券、ゴルフ会員権などがあります。あらかじめ必要書類を用意しておいた方がスムーズに運びますので別表もしくは、担当窓口へ確認しましょう。</p>

法律的な諸手続きⅣ 国民保険、社会保険からの葬祭費支給は申告制なので忘れずに申告

- 保険・年金などの手続き一覧
- 名義変更などの手続き一覧

保険・年金などの手続き一覧

種類		窓口	請求期間	支給対象	必要書類
生命保険		生命保険 相互会社	3 年以 内	契約者	印鑑・戸籍謄本・死亡診断書 請求書・最後の保険料領収書 保険証書・印鑑証明・除籍謄本 受取人の戸籍謄本
簡易保険		郵便局	5 年以 内	契約者	印鑑・死亡診断書・簡易保険証書 最後の保険料領収書
社会保険	埋葬料	社会保険 事務所	2 年以 内	扶養家族	印鑑・被保険者証
	埋葬費			法定相続 人	印鑑・被保険者証・死亡を確認で きる書類
	家族埋葬 費			被保険者	印鑑・被保険者証
国民健康保 険		市区町村	2 年以 内	遺族	印鑑・保険証・葬儀社の領収書
厚生年金	遺族厚生 年金	故人の 勤務先	2 年以 内	扶養家族 (妻以外は年 齢制限あり)	印鑑・戸籍謄本・死亡診断書 厚生年金手帳・遺族年金裁定請 求書 年金証書・年金請求者の所得証 明書
国民年金	死亡一時 金	市区町村	2 年以 内	遺族で生 計を	印鑑・住民票・戸籍謄本 国民年金手帳・銀行預金通帳

				共にした人	
	寡婦年金			離婚 10 年以上の妻	印鑑・住民票・戸籍謄本 国民年金手帳・銀行預金通帳
	遺族基礎年金			18 歳未満の子のある妻又は 18 歳未満の子	印鑑・住民票・戸籍謄本・死亡診断書 国民年金手帳・死亡一時金裁定請求書
労災保険	埋葬料	故人の勤務先	2 年以内	扶養家族	印鑑・死亡診断書
	遺族補償給付		5 年以内	扶養家族	印鑑・死亡診断書

名義変更などの手続き一覧

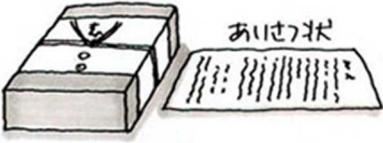
種類	窓口	請求期間	必要書類
銀行預金名義変更	銀行		印鑑・戸籍謄本・相続人全員の印鑑証明・遺産分割協議書・除籍謄本 預金通帳
郵便貯金名義変更	郵便局		印鑑・戸籍謄本又は相続を証明する書類・預金通帳
不動産登記	地方法務局		印鑑・住民票・戸籍謄本・遺産分割協議書
自動車登記	陸運支局		住民票・死亡診断書・移転登録申請書・自動車検査証 自動車検査証記入申請書・自動車損害賠償責任保険証明書 除籍謄本
電話加入権継承	電話会社		住民票・死亡診断書・電話加入権継承届・印鑑証明書・除籍謄本
確定申告	税務署	4 ヶ月以内	印鑑・決算書（事業主）・その他の所得内訳票・源泉徴収票 生命損害保険領収書・医療費領収書 申告者と確認できるもの（免許証など）

※死亡診断書はコピーで手続きが済む場合もあります。

「後返し」について I

- 「後返し」が必要な方々
- 葬儀後に送られる「後返し」
- 北海道と本州の香典返しの違い
- 後返しの時期

あと返しについて I 気持ちで伝える「後返し」は四十九日に挨拶状を添えて贈りましょう

<p>「後返し」が必要な方々</p>	<p>本州では香典をいただいた方全員を対象としているのに対し、道内では対象が絞られているようです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 葬儀ご出席できず、香典をいただいた方 (遠方、本州方面の方々) 2) 本州、遠方からわざわざ会葬していただいた方 (親類、親しい知人、友人) 3) 過分な香典をいただいた方 4) 生前お世話になった方 (葬儀のときお世話になった方々を含む) <p>あいさつ回りを終え、一段落したら香典、供物帳を参考に「後返し」が必要な方々のリスト作成をお勧めします。手順は名前・住所・電話番号・郵便番号・故人との関係・香典額・お返し金額・お返し品の候補を用紙にまとめ、発送が完了したらチェックしておくと便利です。</p>								
<p>葬儀後に送られる「後返し」</p> 	<p>会葬していただいた方への香典返しは、葬儀当日に「即返し」として終了されているかと思いますが、過分な香典をいただいた方や遠方から会葬していただいた方には、後日、「後返し」として品物に挨拶状を添えて贈るのがマナーです。喪主が直接届ける場合もありますが、遠方の方には宅配便などで届けているのが一般的です</p>								
<p>北海道と本州の香典返しの違い</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域</th> <th colspan="2">香典返し</th> </tr> <tr> <th>即返し</th> <th>後返し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td>通夜返し 北海道では一般に香典返しと呼んでいます</td> <td>一部の方に半返しから3分の1返し</td> </tr> </tbody> </table>	地域	香典返し		即返し	後返し	北海道	通夜返し 北海道では一般に香典返しと呼んでいます	一部の方に半返しから3分の1返し
地域	香典返し								
	即返し	後返し							
北海道	通夜返し 北海道では一般に香典返しと呼んでいます	一部の方に半返しから3分の1返し							

	本州	通夜返し	全員に香典の半分が目安、本州では一部地域を除き、四十九日に届けるお返しを香典返しと呼んでいます。
後返しの時期	 <p>本州では七七日（四十九日）の忌明け法要を営んだあと、滞りなく葬儀を済ませ、忌明けを迎えることができたという挨拶状を添えて贈りますが、道内では四十九日の法要を告別式に繰り上げて行うことが多く、「後返し」の準備ができ次第贈られているようです。挨拶状を添え、表書きは「志」が一般的で水引の下には「〇〇家」と書きます。神式の場合、忌明けに相当する五十日祭（三十日祭の場合もあり）、キリスト教の場合、カトリックは仏式に準じ、プロテスタントは1カ月後の昇天記念日に、どちらも挨拶状を添えて贈られている方が多いようです。</p>		

「後返し」についてⅡ

- 「後返し」のめやす
- 「後返し」のお品選び
- 忌中引出物と後返しの違い
- 法要と後返しの時期

あと返しについてⅡ 気持ちで伝える「後返し」は四十九日に挨拶状を添えて贈りましょう

「後返し」のめやす	「香典半返し」という言葉を聞いたことがあると思いますが、香典には不時の出費の相互扶助の意味があることから、必ずしも半返しをする必要はありません。実際には半返しから3分の1返しが一般的です。
「後返し」のお品選び	「半返し」のお品選びのコツは実用性を重視することです。具体的にはタオルやシーツなどの装身具や海苔やお茶など日持ちの良い食品などに人気があるようです。また、香典を「従業員一同」「〇〇会一同」といった連名でもらった場合、各人にではなく一つにまとめて連名宛にし、コーヒーセットなど皆で利用できるものを選ぶとよいでしょう。別冊商品カタログ「ふれあいギフト」をご利用下さい。
忌中引出物と後返しの違い	札幌圏では、告別式の日には精進落しの膳が並べられ「忌中引」が行われます。また地域によっては箱詰め土産物（食料品や酒、ジュース類の詰合せ）、あるいは折詰めと引出物が手渡されて会食の席を設けないところも増えています。これは葬儀のお手伝いをいただいた方、葬儀委員長や世話役の方々の労をねぎらいお礼するもので、この時に引出物や、供物のお下がりを配るのは、「後返し」とは異なります。

法要と後返しの時期

仏式		神式		キリスト式	
法要		霊祭		追悼ミサ・記念式	
通夜	●道内では香典返しを渡します	前夜祭		カトリック	
告別式	●道内では四十九日までの法要を繰り返して営む風習がありますので、7日目ごとの法要は身内で済ませる方もいます。	葬場祭		前夜祭	
初七日 (7日目)	●あいさつ回り、遺品の整理・処分、香典・供物帳の整理。	十日祭	●仏式の初日にあたります	追悼ミサ	
二七日 (14日目)	●後返しリスト作成。この頃から発送します。	二十日祭	●身内だけで霊祭を行う方もいます。	三日目のミサ	●身内と親しい方で行う方が多いようです
三七日 (21日目)		四十日祭		七日目のミサ	
四七日 (28日目)	●生命保険の手帳、遺族年金手続き、健康保険埋葬料手続、遺産相続 ●生命保険の手帳、遺族年金手続き、健康保険埋葬料手続、遺産相続	五十日祭	●「後返し」発送。仏式の忌明けにあたります。	一ヶ月目のミサ	●「後返し」の発送。仏式の忌明けにあたります。
五七日 (35日目)	●お位牌の準備、ご仏壇の準備	一年祭			
六七日 (42日目)	●納骨準備 ●本州では三十五日、四十九日の忌明けをめぐりに「後返し」の発送をします。	二年祭		プロテスタント	
				記念式	
七七日 (49日目)	●納骨・埋骨される方が多いようです。	三年祭		七日目の記念式	●身内と親しい方で行う方が多いようです。
百か日 (100日目)	●身内で行う方が多いようです。			10日目の記念式	
一周忌 (満1年目)	●盛大に行う方が多いようです。			30日目の 召天記念式	●「後返し」はこの日以降に行います。
三回忌 (満2年目)	●亡くなった年を1年目と数えますので、一周忌の翌年が3回忌となります。				

※ () 内は死亡日を加えた日数です。

法要の知識

法要の知識 I

法要に親類・知人を呼ぶときは、場所・日時に十分配慮を

- 初七日から四十九日まで
- 四十九日法要の手順
- 併修（へいしゅう）について

仏教では、故人の霊に供物を供えて冥福を祈り供養することを法要といいます。法要を営む際に大切なことは故人を偲ぶ気持ちです。葬儀が済むと、初七日から七七日（四十九日）の忌明けまで七日ごとに法要を行い、その後も一周忌、三回忌などの法要を故人の命日に営みます。もし、命日に法要ができない場合は、日程を繰り上げて行ってもさしつかえありません。

初七日から四十九日まで

仏教の場合、亡くなった日から忌明けまで七日ごとに法要を行います。

- 初七日（死亡した日を入れて七日目）
- 二七日（死亡した日を入れて十四日目）
- 三七日（死亡した日を入れて二十一日目）
- 四七日（死亡した日を入れて二十八日目）
- 五七日（死亡した日を入れて三十五日目）
- 六七日（死亡した日を入れて四十二日目）
- 七七日（四十九日、満中陰、しちしちにち）

正しくは初七日忌、二七日忌、三七日忌、四七日忌、五七日忌、六七日忌、七七日忌と続き、そのたびごとに僧侶を招いてお経をあげてもらいます。七七日忌（四十九日）を迎えると遺族にとっては「忌明け（きあけ）」となり、法要後、納骨となるのが一般的です。（神式は、五十日祭で忌明けを迎える。）合理的考え方の進んだ現代では、これら七日目ごとの法要も一度で済ませてしまうことがあります。火葬後すぐ「初七日」の法要を行うことは北海道地区では少なくありません。「四十九日」をも兼ねてしまうということもあります。

（アドバイス）

四十九日も火葬場から戻ったあとすぐに行うのは、遠方からきている親族、身内への配慮からの考え方です。通常は、地元に住む親族だけで「四十九日法要」を改めて営んでいる方が多いようです。もちろん「四十九日法要」を盛大にされる方もいらっしゃいます

<p>四十九日法要 の手順</p>	<p>納骨、埋骨を行うのが一番多い日が四十九日です。親族の都合や僧侶の都合もありますので事前の準備が大切です。確認事項を連記しましたので参考にしてください。</p> <p>①施主の決定②日程、費用などの決定③菩提寺への連絡④法要案内状の作成・郵送、連絡⑤式場の手配⑥宴席の手配⑦喪服の用意（準喪服でも可）⑧お布施の用意⑨引出物の手配（別冊商品カタログ「ふれあいギフト」をご利用下さい。）</p> <p>（アドバイス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●納骨、埋骨と四十九日法要を同時に行う場合と法要だけを営む場合、それぞれ準備することに多少の違いがあります。葬儀社や仕出し店、僧侶へ相談すると良いでしょう。 ●法要に親類・知人などを呼んで営む時、お寺、お墓、会席の式場が別々でそれぞれ移動する場合、土・日・祝祭日だと交通渋滞に巻き込まれることもあります。時間や交通機関に十分配慮したいものです。
<p>併修（へいしゅう）について</p>	<p>年忌法要はできるだけ故人一人ひとりに対して行いたいものですが、ある年に年忌が重なる場合があります。その時、それぞれを独立させて行なうと参列者側、施主側も時間的・経済的に大きな負担になります。そこで、年忌法要をあわせて一度に行なうことを「併修（へいしゅう）」「合斎（がっさい）」とって、早い方の祥日命日（死亡した日と同月同日）にあわせて営みます。しかし、故人が亡くなって年月が浅い場合は、故人への思いが深い方も多いため、併修は避けたいものです。</p>

- 法要一覧
- 忌明けの挨拶状
- 四十九日法要での施主の挨拶

法要一覧			
仏式		神式	キリスト式
年忌法要		年祭	追悼ミサ・記念式
一周忌	(満1年目)	一年祭	カトリック (追悼ミサ)
三回忌	(満2年目)	三年祭	
七回忌	(満6年目)	五年祭	死去後数年間は1年ごとに記念式を行う
十三回忌	(満12年目)	十年祭	プロテスタント (記念式)
十七回忌	(満16年目)	十年祭以降は五十	
二十三回忌	(満22年目)	年祭まで十年ごと に行う	死去後数年間は1年ごとに 記念式を行う
二十七回忌	(満26年目)		
三十三回忌	(満32年目)		
三十七回忌	(満36年目)		
五十回忌	(満49年目)		
百回忌	(満99年目)		
※()内は死亡日を加えた日数です。			
忌明けの挨拶状	<p>北海道と本州の地域差がありますので注意が必要です。本州では、会葬者全員へ「無事忌明けを迎えることができました」という会葬御礼を兼ねて品物に挨拶状を添えて贈る場合と、ご挨拶状のみを送る場合があります。本州からの会葬者が多い場合、その地域ではあたり前のこととして先様に無礼を感じさせることがありますのでご注意ください。</p> <p>(アドバイス)</p> <p>一般的に「命日」といった場合は「祥月命日」を指していることが多いようです。また、月命日は年に12回もあるので、仏壇に新しい花や供物を備えたりする程度で十分でしょう</p>		
四十九日法要での施主の挨拶	<p>法要のあと会食の席へ移ったら、施主は冒頭で挨拶をする必要がありますので、言葉をまとめておくことをお勧めします。</p> <p>①列席してもらったことへのお礼 ②葬儀以来、何かとお世話になったことへのお礼 ③今後へ向けての決意 ④ささやかなもてなしをしたいこと ⑤結びのお礼</p> <p>【例文】</p> <p>本日は〇〇（故人の名前）の四十九日法要にご列席いただき、誠にありがとうございます。葬儀の節は、皆様には何かとご協力をいただき、深く感謝しております。今後は遺された家族が</p>		



仲良く力を合わせていくことを決意しておりますので、今後とも宜しく願いいたします。ささやかではございますがご会食の用意をいたしましたので、ごゆっくりお召し上がりください。また、故人の逸話などを披露していただければと思います。本日はお忙しい中ありがとうございました。

納骨、埋骨までのまつり方 後飾りの祭壇は葬儀社で用意してくれるところもありますので聞いてみましょう

<p>仏式の場合</p>  <p>イラストは後飾りの一例です</p>	<p>火葬後、自宅にお骨を安置してある間は朝夕供養（くよう）します。自宅での供養は仏壇の前や床の間などに白い布を覆った小机を用意して遺骨、遺影を安置します。水は毎日供え、ご飯は子供用などの小さな茶わんで備えましょう（故人の茶わんは火葬のときに割る）。忌明けの四十九日までは弔問客も多いものです。後飾り祭壇は通常、四十九日までまつります</p>
<p>神式の場合</p>  <p>イラストは後飾りの一例です</p>	<p>神式の場合も自宅にお骨を安置している間は、霊前に花、供米（くまい）、塩、御神酒（おみき）、水を備えます。</p>
<p>キリストの場合</p>  <p>イラストは後飾りの一例です</p>	<p>キリスト教では納骨、埋骨のときまで、お骨の前に花やロウソクを飾りますが、供物（くもつ）、には定まりはありません。</p>
<p>納骨・埋骨の時期</p>	<p>仏式ではいったん自宅に安置し、初七日から四十九日までの7日目ごとの法要のうち都合のよい日に納骨、埋骨します。一番多いのが四十九日です。しかし葬儀のために遠くから肉親や近親者が出向いてきた時などには、火葬が終わってすぐに埋葬することもあります。また、火葬が終わった夜だけ自宅で法要し、翌日には寺の納骨堂に預けて供養を依頼し、三十五日か四十九日の忌明けに埋骨することもあります。仮納骨した遺骨は一周忌又は三回忌に埋骨することが多いようです。神式では10日目ごとの霊祭の日に納骨、埋骨することが多く、一番多いのは五十日祭です。キリスト教の場合は7日目の追悼ミサの日か翌月の召天記念日、プロテスタントでも翌月の召天記念日などを選んで納骨、埋骨します。</p> <p>（アドバイス）</p> <p>仏式7日目ごとの法要は、そのたびに僧侶を招いてお経をあげてもらい、そのつど「御布施」を用意します。御礼の金額は、直接寺院や僧侶に聞くことをおすすめします。</p>

忌中の心得

忌中期間の慶事主催は控えましょう

<p style="text-align: center;">忌服の期間</p>	<p>近親者が亡くなったとき、ある一定期間喪に服して身をつつしむことを忌服とといいます。</p> <p>昔は、この忌服に細かい決まりがありましたが、現在の忌明けは仏式の四十九日をもって行ない、忌服期間は一年とするのが一般的なようです。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">現代の服喪期間の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者死亡の場合</td> <td>10日間</td> </tr> <tr> <td>父母死亡の場合</td> <td>7日間</td> </tr> <tr> <td>子供死亡の場合</td> <td>5日間</td> </tr> <tr> <td>孫死亡の場合</td> <td>1日間</td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹死亡の場合</td> <td>3日間</td> </tr> <tr> <td>祖父祖母死亡の場合</td> <td>3日間</td> </tr> <tr> <td>配偶者の父母死亡の場合</td> <td>3日間</td> </tr> <tr> <td>伯父伯母(叔父叔母)死亡の場合</td> <td>1日間</td> </tr> <tr> <td>配偶者の祖父母死亡の場合</td> <td>1日間</td> </tr> <tr> <td>配偶者の兄弟姉妹死亡の場合</td> <td>1日間</td> </tr> </tbody> </table>	現代の服喪期間の目安		配偶者死亡の場合	10日間	父母死亡の場合	7日間	子供死亡の場合	5日間	孫死亡の場合	1日間	兄弟姉妹死亡の場合	3日間	祖父祖母死亡の場合	3日間	配偶者の父母死亡の場合	3日間	伯父伯母(叔父叔母)死亡の場合	1日間	配偶者の祖父母死亡の場合	1日間	配偶者の兄弟姉妹死亡の場合	1日間
現代の服喪期間の目安																							
配偶者死亡の場合	10日間																						
父母死亡の場合	7日間																						
子供死亡の場合	5日間																						
孫死亡の場合	1日間																						
兄弟姉妹死亡の場合	3日間																						
祖父祖母死亡の場合	3日間																						
配偶者の父母死亡の場合	3日間																						
伯父伯母(叔父叔母)死亡の場合	1日間																						
配偶者の祖父母死亡の場合	1日間																						
配偶者の兄弟姉妹死亡の場合	1日間																						
<p style="text-align: center;">忌中、喪中期間に慎むこと</p>	<p>喪に服している間は、結婚式や祝賀会などの祝い事への参加をつつしみ、年賀状、正月飾り、初詣といった新年の行事も控えるのがふつうです。但し最近では、不幸が起きる前に決まっていた慶事であれば喪中であっても出席し、百か日をすぎれば身内の祝い事を行ってもよいとされる傾向があります。</p>																						
<p style="text-align: center;">年賀欠礼のハガキ</p>	<p>服喪中の年賀状は控えます。11月末頃までには年賀欠礼の挨拶状を書き終え、どんなに遅くても12月上旬までには出すように心がけましょう。喪中であることを知らない人からの年賀状に対しては、すぐに返事を出さず、正月が過ぎてから賀状のお礼とともに寒中見舞いを兼ねて出すとよいでしょう。ハガキには、ねずみ色の枠をつけることが多いようですが、最近では枠なしのカラーハガキが人気を集めているようです。(P21 年賀欠礼ハガキ低料金サービスを参考にしてください。)</p>																						

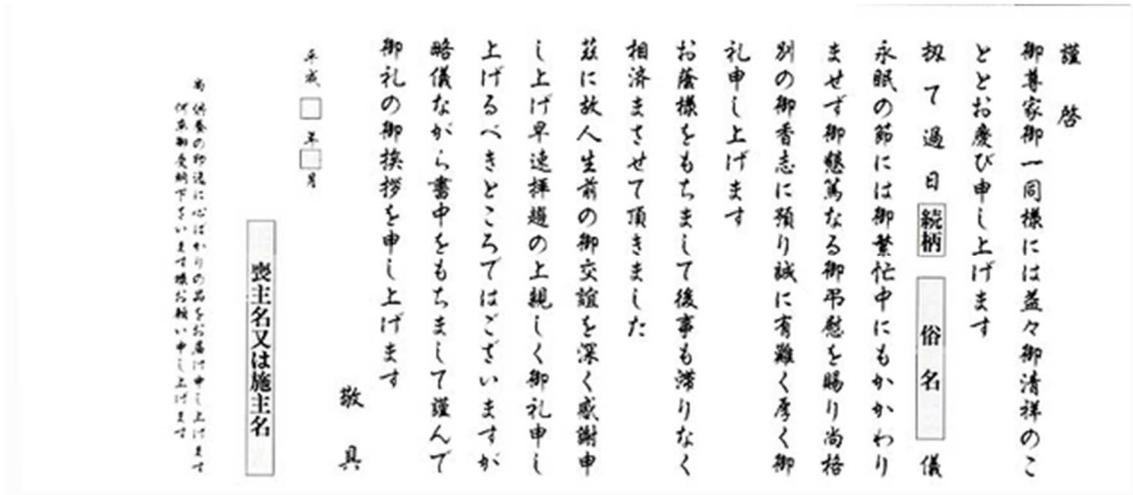
	<p>(アドバイス)</p> <p>年賀欠礼ハガキの手配は、一期間に集中し納期に2週間以上かかる場合がよくあるようです。年末はなにかと慌ただしい時期なので年賀欠礼ハガキは、葬儀終了後お早めに手配されるのがよいでしょう。</p>
<p>寒中見舞いのハガキ</p> 	<p>喪中にもかかわらず、年賀状が届いた場合は、寒中見舞として返信するとよいでしょう。</p> <p>【例文】</p> <p>「寒中お見舞い申し上げます」</p> <p>昨年〇月〇日〇〇〇〇を亡くし服喪中でございますのでお年賀を遠慮させていただきました。</p> <p>今年の寒さはひとしお厳しいようでございます。</p> <p>ご自愛の程ひとえにお祈り申し上げます。</p>

挨拶文例集

商品及び挨拶状の発送には、お申し込み日より一週間程かかる場合がございます

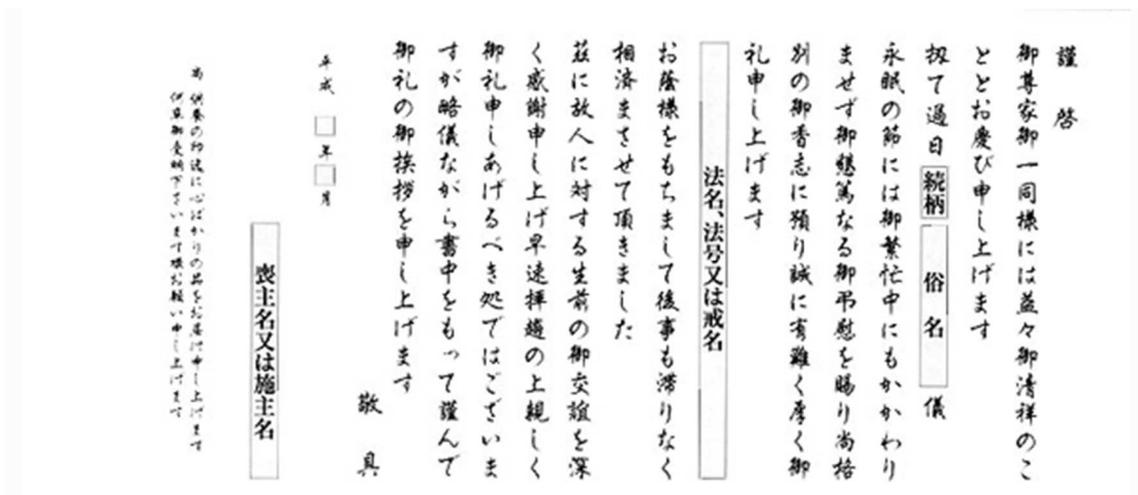
NO1 (葬儀礼状仏式) NO2 (葬儀礼状仏式) NO3 (葬儀礼状仏式) NO4 (葬儀礼状仏式)
 NO5 (葬儀礼状) NO6 (法要案内) NO7 (年回忌法要礼状) NO8 (年回忌法要礼状)
 NO9 (年回忌法要礼状) NO10 (後返し礼状【神式】) NO11 (後返し礼状【キリスト式】)
 NO12 (後返し礼状【天理式】) NO13 (後返し礼状【社葬文】)

文例NO. 1 四十九日忌明け前の礼状 葬儀礼状 (仏式)



御会葬、香典、弔電、供物を頂いた方々へのお礼、感謝の気持ちを「後返し」の品物と一緒に添えて贈る

文例NO. 2 四十九日忌明け前の礼状 葬儀礼状 (仏式)



文例①と同じ内容ですが、文中に戒名・法名を入れた礼状です。

NO. 3 四十九日忌明け後の礼状 葬儀礼状（仏式）

謹啓
 皆様方には愈々御清浄のこととお慶び申し上げます
 先般 **統柄** **俗名** **儀** 永眠に際しましては皆様には御多用中にもかかわらず御会葬をいただき且又御慰めのお言葉並に数々の御厚志を賜りそのご芳情に對し私共心から厚く御礼申し上げます次第でございます
 お蔭様をもちまして四十九日忌の追善法要を極く内輪のみにて相済ませました
 茲に故人に對し生前皆様から寄せられました御交誼に對し心から深く感謝の意を表すると共に私共今後共尚一層の御高配御指導を賜ります様心からお願い申し上げます
 書中を以てお礼の御挨拶と致し
 敬具

平成 〇〇年 〇月

喪主名又は施主名

尚 供養の御返に心ばかりの品をお届け申し上げます
 何卒御受領下さいませ様お願ひ申し上げます

無事に四十九日法要（七七日）を迎えることができたご報告と、ご香志を頂いた方々へのお礼・感謝の気持ちを「後返し」の品物と一緒に添えて贈る一般的な礼状です。

文例NO. 4 四十九日忌明け後の礼状 葬儀礼状（仏式）

謹啓
 皆様方には愈々御清浄のこととお慶び申し上げます
 先般 **統柄** **俗名** **儀** 永眠に際しましては皆様には御多用中にもかかわらず御会葬をいただき且又御慰めのお言葉並に数々の御厚志を賜りその御芳情に對し私共心から厚く御礼申し上げます
法名、法号又は戒名
 四十九日忌の追善法要を極く内輪のみにて相済ませました
 茲に故人に對する生前皆様から寄せられました御交誼に對し心から深く感謝の意を表すると共に私共今後共尚一層の御高配御指導を賜ります様心からお願い申し上げます
 書中を以てお礼の御挨拶と致し
 敬具

平成 〇〇年 〇月

喪主名又は施主名

尚 供養の御返に心ばかりの品をお届け申し上げます
 何卒御受領下さいませ様お願ひ申し上げます

文例③と同じ内容ですが、文中に戒名・法名を入れた礼状です。

文例NO. 5 病氣見舞い 葬儀礼状

謹啓
 皆様方には愈々御清栄の事とお
 慶び申し上げます
 先般 **続柄** **俗名** の病氣
 療養中には一方ならぬ御心配を
 おかけし且又過分の御見舞や励
 ましの言葉を賜りまして誠に有
 難く厚く御礼申し上げます
 又死去に際しましては御繁忙中
 にも拘らず御懇篤なる御弔慰を
 賜り尚格別の御香志に預り洵に
 有難く御礼申し上げます
 お蔭様をもちまして後事も滞り
 なく相済ませて頂きました
 早速拝越の上親しく御礼申し上
 ぐべき苦ではございますが略儀
 ながら粗筆を以ちまして謹んで
 御礼の御挨拶を申し上げます
 敬具
 平成 □年□月□日
喪主名又は施主名
病氣見舞いの御礼と併せて葬儀の御礼も兼ねてお見舞い申し上げます。またお見舞い御礼も兼ねてお見舞い申し上げます。

療養中のお見舞いお礼と、葬儀のお礼を兼ねた礼状です。

文例NO. 6 各年回忌 法要案内

謹啓
 御尊家御一同様には益々御清祥のこ
 ととお慶び申し上げます
 扱て此の度 **続柄** **俗名**
法名、法号又は戒名
法要を
 左記日時に執り行いたいと存じます
 時節柄御多用中のところ誠に恐縮に
 は存じますが万障御繰合せの上御
 光栄を賜りたくお願い申し上げます
 敬具
 記
 日時 □月□日(□)時
 場所 **法要の場所名**
 住所
 電話番号
 平成 □年□月□日
喪主名又は施主名
法要終了後、**葬儀会場名**にて喪主の
 御礼申し上げます。ご返書は賜りませ
 ん。お見舞い申し上げます。

各年回忌法要の案内状です。併修には、続柄・俗名・戒名を列記します。

文例NO. 7 引き出物の中に入れる礼状

本日は亡き故人の [] 忌に当たり
 心ばかりの法要を営みたく存じ御案
 内申し上げました処時節柄御多用の
 中をお参り頂きまして誠に有難く厚
 く御礼申し上げます
 又法要に際しましては格別なる御芳
 志を頂きました事誠に有難く重ねて
 御礼申し上げます
 故人生前中皆様から寄せられました
 御厚情に対し心から深く感謝申し上
 げると共に私共に対しまして今後共
 一層の御高配よろしくお願ひ申し上
 げる次第でございます
 此の度の法要に当り供養の印までに
 心ばかりの品を用意致しました御受
 納下されば幸甚に存じます
 尚皆様には何かと御世話を御掛けす
 るかと存じますか何卒よろしくお願
 ひ申し上げまして御礼の御挨拶とい
 たします
 敬 白

[] 月 [] 日
 喪主名又は施主名

各年回忌法要に出席された方々への引き出物に添える礼状です。

文例NO. 8 一周忌・三回忌・各年回忌

謹 啓
 御尊家御一同様には益々御清祥の御
 事とお慶び申し上げます
 先 般 [] 統柄 [] 俗名 [] 儀
 法名、法号又は戒名
 永眠に際しましては御鄭重なる御弔
 問を忝うし且つ過分の御供物を賜り
 まして御芳志の程誠に有難く厚く御
 礼申し上げます
 お蔭様をもちまして
 [] 周忌に当り近親相集い滞りな
 く法要を相営みました
 これ偏に皆様のおかげと深く感謝致
 す次第でございます
 早速拝肩の上御礼申し上げるのが本
 意でございますが書中をもって失礼
 なから 謹んで御挨拶申し上げます
 敬 具
 平成 [] 年 [] 月

喪主名又は施主名

尚供養のいそぐまじに基に御品では御座りませぬが何卒御受納下さいませ御挨拶申し上げます

各年回忌に出席できず、ご香志を頂いた方々へのお礼と感謝の気持ちを品物に添えて贈る礼状です

文例NO. 9 各年回忌

謹啓
 御尊家御一同様には益々御清祥の御事
 とお慶び申し上げます

扱て此の度 続柄 俗名

法名、法号又は戒名

忌法要に際しましては格別な
 御芳志を賜り御芳情誠に有難く厚く御
 礼申し上げます

お蔭様をもちまして法要万端滞りなく
 相済ませさせていただきました

本日供養のしるしまでに心ばかりの
 品をお届け申し上げます

御受納下さいますれば幸甚に存じます
 茲に故人に対する御高誼を深く感謝い
 たし略儀ながら粗筈をもって御挨拶申
 申し上げます

平成 年 月

敬 具

喪主名又は施主名

各年回忌に使用する礼状です。文中に粗品お届け文が入ります

文例NO. 10 後返しの品に添える礼状【神式】

謹啓
 御尊家御一同様には益々御清祥の
 事とお慶び申し上げます

扱て過日 続柄 俗名 儀

帰幽の節には御多忙の折りにも拘
 わらず御懇篤なる御弔慰を賜りな
 お郑重なる御玉串料に預り洵に有
 難く厚礼申し上げます

お蔭をもちまして 祭日 祭を
 滞りなく相済ませさせて頂きました

茲に故人に対する生前の御交誼を
 深く感謝申し上げ早速拝趨の上親
 しく御礼申し上げます

さいますが略儀ながら書中をもち
 まいて謹んで御礼の御挨拶を申し
 上げます

平成 年 月

敬 具

喪主名又は施主名

尚御礼のしるしまでに心ばかりの品をお届け申し上げます
 同封御受納下さいませる様お願い申し上げます

お礼、感謝の気持ちを「後返し」の品物と一緒に添えて贈る一般的な礼状です

文例NO. 11 後返しの品に添える礼状【キリスト式】

謹啓

御尊家御一同様には益々御清祥の御事とお慶び申し上げます

扱て過日 続柄 俗名 儀

召天の節は御繁忙中にも拘らず御懇篤なる御弔慰を賜り尚鄭重なる御花料に預かり有難く厚く御礼申し上げます

お蔭様をもちまして 祭日 祭を滞りなく相済ませて頂きました

つきましては早速拝越の上親しく御礼申し上げるべき処でございませが略儀失礼ながら粗状をもちまして謹んで御礼の御挨拶を申し上げます

敬 具

平成 □年 □月

喪主名又は施主名

連中「ついでに」は「お返し」の品に添えて贈る一般的な礼状です。お返しは「お返し」の品に添えて贈る一般的な礼状です。

お礼、感謝の気持ちを「後返し」の品物と一緒に添えて贈る一般的な礼状です

文例NO. 12 後返しの品に添える礼状【天理式】

謹啓

御一統様にはお降りなく御機嫌およろしくお過ごしとの御事とお慶び申し上げます

先般 続柄 俗名 出直に際しましては手厚き御弔慰と御鄭重なる御玉串料を賜りまして誠に有難く数重にも御礼申し上げます

おかげをもちまして本日 祭日 祭を滞りなく仕えさせて頂きました。これ偏に皆様のおかげと深謝致す次第でございます

早速拝眉の上親しく御礼申し上げます。その本意でございますが略書にて御挨拶がたがた御礼申し上げます

敬 具

平成 □年 □月

喪主名又は施主名

両「ついでに」は「お返し」の品に添えて贈る一般的な礼状です。お返しは「お返し」の品に添えて贈る一般的な礼状です。

お礼、感謝の気持ちを「後返し」の品物と一緒に添えて贈る一般的な礼状です

文例NO. 13 後返しの品に添える礼状【社葬文】

謹啓

御尊家御一同様に益々御清祥のこととお慶び申し上げます

扱て過日当社

職名 儀	俗名 儀	法名・法号又は威名
---------	---------	-----------

社葬に際しましては皆様には御多忙の折にもかかわらず御懇篤なる御平意を賜り尚過分なる御香志に預かりまして誠に有難く厚く御礼申し上げます

お蔭様をもちまして存儀ならびに告別式を滞りなく相済ませさせて頂きました弊社といしましては故人の遺訓を忘れる事なく社業の発展に一層の努力をして参る所存でございます

今後共旧に倣いてのご指導を賜りますようお願い申し上げます

本末なれば早速拝眉の上御礼申し上げます

けるべき処でございますが略儀ながら書中を申し上げます

御挨拶を申し上げます

故人在世中皆様からいただきました数々の御厚情に對しまして心から感謝申し上げますと共に皆様のご健康をお祈り申し上げます

敬具

平成〇〇年〇〇月

会社名	代表者名
-----	------

尚、社葬の「後返し」にて心げがかりの品を添えてお返し下さい
 尚、社葬の「後返し」にて心げがかりの品を添えてお返し下さい

お礼、感謝の気持ちを「後返し」の品物と一緒に添えて贈る一般的な礼状です